

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成21年8月7日

京都市長 門川大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定

(2) 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 長田 弘

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目1番317から1番319まで及び7番120並びに同町3丁目1番26, 1番29, 1番30, 1番34から1番36まで, 1番163, 1番164, 1番188, 1番203, 1番206から1番208まで, 1番212, 1番226, 1番289, 7番26, 7番80, 8番70及び8番71

(4) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

(5) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 21 年 8 月 7 日（金）から平成 21 年 8 月 26 日（水）まで
（ただし，土曜日及び日曜日は除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 21 年 8 月 27 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部会議室（北庁舎 2 階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡野 哲也

（都市計画局建築指導部建築指導課）